

日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「フレーム切手」（フレーム形の郵便切手であって、その内枠内に画像を印刷したものをいいます。）その他の画像の印刷による装飾を施した郵便切手シート（以下「オリジナル切手」といいます。）の作成サービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用されるお客さま（以下「利用者」といいます。）は、この『オリジナル切手作成サービス』利用約款（以下「本利用約款」といいます。）が適用されますので、必ずお読みください。本サービスをご利用される場合は、本利用約款に同意したものとみなします。

「オリジナル切手作成サービス」利用約款

（利用の条件）

第1条 利用者は、次の各号に同意の上、本サービスをご利用いただきます。

- (1) 利用者は、利用者、オリジナル切手のお届け先（以下単に「お届け先」といいます。）及び申込画像（本サービスで利用しようとする写真その他の画像をいい、その画像から読み取れる情報を含むものとします。以下同じとします。）に含まれる個人の全部（以下「申込画像に含まれる者」といいます。）の住所、氏名及び生年月日に関する情報を申込時にご提供いただく場合があります。
- (2) 利用者は、本サービスの利用について、申込画像に関する権利を有する者の全部の同意※を得ていただきます。
※ 「申込画像に関する権利を有する者の全部の同意」とは、申込画像を二次利用してオリジナル切手を作成することに対する同意を指します。申込画像の撮影に同意していても、オリジナル切手の作成に同意していることにはなりません。
- (3) 利用者は、本サービスの利用について、申込画像に含まれる者の同意を得ていただきます。
※ 「申込画像に含まれる者の同意」とは、申込画像を二次利用してオリジナル切手を作成すること及びその者に係る第1号の情報を当社が本利用約款の定めるところにより利用することに対する同意を指します。申込画像の撮影に同意していても、オリジナル切手の作成及び同号の情報の当社による利用に同意していることにはなりません。
- (4) 利用者は、前二項に規定する同意を得た事実を明らかにできる資料を提出していただきます。
- (5) 当社は、申込画像を保存しません。利用者は、同一の申込画像による追加注文をすることはできません。
- (6) オリジナル切手の申込画像の印刷部分は、画像の乱れ及び印刷による色、画質、位置のばらつきが生じる場合があります。この場合、利用者は、当該印刷部分の品質が印刷技術等を勘案して当社が合理的な範囲内であると判断する限り、返金、返品又は再印刷を求めることはできません。
- (7) オリジナル切手を郵便切手として郵便料金等のお支払いにご利用いただく場合、申込画像の印刷部分に消印がかかることがあります。なお、申込画像の印刷部分だけでは、郵便切手としてご利用いただけません。
- (8) 利用者は、本サービスの利用料金を定められた方法で支払うものとします。
- (9) 利用者は、本サービスの申込み後、申込内容の変更及び申込みの撤回をすることができません。ただし、当社が特に認めた場合は、この限りではありません。
- (10) 当社は、本サービスの提供に関する業務を第三者に委託することができます。また、当該第三者は、当社から委託された業務を他の第三者に再委託することができます。

（利用者情報の取扱い）

第2条 当社は、前条第1号の情報その他の利用者から取得した情報（個人情報を含みます。以下この条において

「利用者情報」といいます。)をオリジナル切手のお届け、第5条の規定による審査その他本サービスの提供のために必要な範囲で使用します。

- 2 前項の規定によるほか、当社は、利用者情報(利用者又はお届け先に係るものに限ります。)を当社の商品又はサービスの申込受付、提供又は案内その他利用者との取引を適切かつ円滑に履行するために使用します。
- 3 前二項の規定によるほか、当社は、利用者、お届け先及び申込画像に含まれる者を特定できないように加工した利用者情報を商品又はサービスの研究又は開発を目的とする調査又は分析等のために使用します。
- 4 本利用約款に定めるもののほか、利用者情報(個人情報に限ります。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシーによります。
- 5 当社は、利用者情報を本サービスの提供のために必要な範囲で前条第10号の第三者に開示することがあります。
- 6 当社は、国若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合には、これらの者に対し、利用者情報を開示することがあります。
- 7 前各項の規定によるほか、当社は、本サービス提供後、利用者情報を適切に廃棄します。

(禁止事項)

第3条 次の各号の禁止事項のいずれかに該当する場合には、当社は、本サービスの提供を行いません。

- (1) 他者の著作権、著作者人格権及び商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシーその他の権利若しくは財産の侵害となるもの又は侵害となるおそれのあるものを申込画像に利用すること。
- (2) 他者の誹謗又は中傷を内容とするものを申込画像に利用すること。
- (3) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるものを申込画像に利用すること。
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずるものに該当し、若しくは該当するおそれのある個人若しくは法人その他の団体(以下「反社会的勢力等」といいます。)に関連するもの又は反社会的勢力等の活動を助長するおそれのあるものを申込画像に利用すること。
- (5) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるものを申込画像に利用すること。
- (6) 思想、信条又は信仰の流布、押しつけ又は強要等を内容とするもの又は内容とするおそれのあるものを申込画像に利用すること。
- (7) 我が国と他の国との関係に害を及ぼすおそれのあるものを申込画像に利用すること。
- (8) 郵便事業の信用又は品位を損なうものを申込画像に利用すること。
- (9) その他オリジナル切手として当社がふさわしくないと判断したものを申込画像に利用すること。

(反社会的勢力等の排除)

第4条 当社は、利用者、お届け先又は申込画像に含まれる者に反社会的勢力等が含まれる場合には、本サービスの提供を行いません。

- 2 利用者は、本サービスの利用に際し、利用者が現在、反社会的勢力等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。
- 3 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に掲げる行為を行わないことを確約していただきます。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

- (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 利用者は、本サービスの利用に際し、お届け先及び申込画像に含まれる者について、現在、反社会勢力等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して前項各号に掲げる行為を行わないことを保証していただきます。
- 5 次の各号に掲げる場合には、当社は本サービスの提供を行いません。
- (1) 利用者が、第2項の表明若しくは前項の保証に関して虚偽の申告をし、又は第2項若しくは第3項の確約に反した場合
- (2) お届け先又は申込画像に含まれる者が、自ら又は第三者を利用して第3項各号に掲げる行為のいずれかを行った場合

(申込内容の審査等)

第5条 当社は、申込内容について、前二条の規定に照らして審査を行います。この場合において、当社は、当該確認が完了するまでの間、本サービスの提供を承諾すること（以下「提供承諾」といいます。）の可否につき判断を留保します。

- 2 当社は、前項の審査に際し、警察その他の関係機関への確認又は照会等をすることがあります。
- 3 当社は、第1項の審査により、提供承諾をすることが前二条の規定のいずれかに反すると認め、又は申込画像その他の申込内容に関し第1項の審査が困難な事情があると認める場合には、提供承諾をしません。この場合において、当社は、その旨を利用者に通知します。
- 4 前項の場合において、本サービスの利用料金が郵便振替により支払われていたときは、当社は当該利用料金を株式会社ゆうちょ銀行の普通為替証書により返金します。この場合において、返金する金額は、当該普通為替証書の発行及び送付に要する費用を控除した金額とします。
- 5 利用者は、第3項後段の通知について異議を申し立てることができません。

(納品)

第6条 当社は、前条第1項の審査等の結果、提供承諾したときは、当該提供承諾に係るお届け先に宛てた郵便物又は当社が提供する郵便以外の送達役務により運送する荷物（以下「郵便物等」といいます。）に納入して、提供承諾に係る書面を添えたオリジナル切手を送付します。この場合において、郵便物等の送付先は、日本国内の一の住所に限るものとします。

- 2 オリジナル切手の納品は、前項の郵便物等の配達をもって完了するものとします。
- 3 オリジナル切手の納品は、提供承諾をした順序に従って行うものとします。ただし、郵便切手等の調達その他の事情により、当該順序に従わないことがあります。

(再送付等)

第7条 前条第1項の郵便物等が当社に返還された場合には、当社は、その旨を利用者に電話その他当社が適当と認める方法により通知します。

- 2 前項の場合において、利用者から郵便物等の再送付に必要な事項の通知を受けたときは、当社は、前条第1項の規定に準じ、提供承諾に係るオリジナル切手を納入した郵便物等を送付します。
- 3 前項の郵便物等については、前条第2項の規定を準用します。
- 4 第1項の場合において、同項の通知を発した日から起算して6か月以内に第2項の通知がないときは、第1項の郵便物等に納入されたオリジナル切手は当社に帰属し、利用者は、当該オリジナル切手の納品を受ける権利を喪失するものとします。この場合において、当社は、利用者に代金等を返還しないものとします。

(免責)

第8条 本サービスの利用に付随し、又は関連して、利用者又はお届け先、申込画像に含まれる者その他の第三者（第4項において「利用者等」といいます。）に生じる直接又は間接の損害（特別損害を含みます。）、損失、責任、負担その他の不利益（第4項において「損害等」といいます。）については、全て利用者が負うものとし、当社に故意又は過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。なお、当社に過失がある場合の損害賠償の上限額は、本サービスの利用料金額とします。

- 2 当社は、本サービスの利用料金又は本サービスにおいて使用する郵便切手若しくは郵便切手シート余白のデザイン（郵便切手に表示する金額を含みます。）その他本サービスの内容を予告なく変更することがあります。
- 3 当社は、予告なく本サービスの提供を中断し、若しくは終了することがあります。
- 4 当社は、本サービスの内容の変更又は本サービスの提供の中止、留保、中断若しくは終了に付隨し、又は関連して、利用者等に損害等が発生しても、当社は、一切の責任を負いません。

（本利用約款の変更）

第9条 当社は、本利用約款を変更することがあります。この場合、当社は、当社が運営するサイトへの掲載その他の当社が適当と認める方法で変更適用日及び変更後の内容を周知するものとします。

- 2 変更適用日後も、利用者が本サービスを利用した場合には、利用者が本利用約款の変更に合意したものとみなし、当社と利用者との間では、本利用約款の変更後の内容が効力を生じるものとします。